

瀬戸市告示第 1 3 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、
愛日地方教育事務協議会規約（昭和 3 3 年瀬戸市告示第 3 0 号）の一部を
次のように変更する。

平成 2 7 年 1 0 月 2 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下
線で示すように変更する。

変更後	変更前
(協議会の担任する事務) 第 4 条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、 <u>及</u> び執行する。 (1) <省略> (2) <省略> (3) <省略> <u>2</u> <省略>	(協議会の担任する事務) 第 4 条 協議会は、次に掲げる事務を管理し及び 執行する。 (1) <u>小学校及び中学校の教科用図書の採択に関</u> <u>する事務</u> (2) <省略> (3) <省略> (4) <省略> <u>2 協議会は、前項第 1 号に掲げる事務を管理し</u> <u>及び執行する場合においては、当該市町教育委</u> <u>員会との合議による。</u> <u>3</u> <省略>

附 則

この規約は、平成 2 7 年 1 1 月 1 日から施行する。